

# 伊 勢 市 公 報

第 230 号  
平成 27 年 6 月 5 日  
金 曜 日

## 目 次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例	2
<b>農業委員会告示</b>	
○ 農業委員会総会の招集について	4
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について	5
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	6
<b>上下水道事業公告</b>	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	7

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 5 月 27 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第24号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万1,509円とする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後の第3条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用する。

伊勢市農業委員会告示第 1 号

伊勢市農業委員会第 15 回総会を次のとおり招集します。

平成 27 年 5 月 27 日

伊勢市農業委員会  
会長 早 川 繁 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 6 月 3 日（水）午後 1 時
- 2 招集の場所 伊勢市立御蘭公民館 2 階講堂
- 3 付議すべき事項
  - 議案第 1 号 平成 26 年度伊勢市農業委員会事業報告について
  - 議案第 2 号 平成 27 年度伊勢市農業委員会事業計画（案）について

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第17号)第7条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工事事業者の廃止の届出があったので、次のとおり告示します。

平成27年5月25日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所在地	廃止年月日
162	有限会社 阪口設 備企画	津市高茶屋小森町1623 番地12	平成27年4月17日
205	ミスズ産業	度会郡度会町南中村 922番地	平成27年5月12日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 5 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成 27 年 5 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
162	阪口設備企画	津市高茶屋小森町 1623 番地 12	平成 27 年 5 月 18 日

## 伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第3条第1項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告します。

平成27年5月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称  
小俣第4負担区
- 2 負担区の区域  
小俣町明野、小俣町湯田の各一部
- 3 負担区の地積  
16.0ha